ＪＲ三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書

昭和６２年４月に国鉄が分割・民営化され、ＪＲ７社が誕生し、ＪＲ三島会社（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から営業赤字は避けることができないとして、ＪＲ三島各社に経営安定化基金が設けられ、その運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補てんする措置が講じられてきた。

ＪＲ北海道は、これまでさまざまな増収策や経費削減策に取り組むなどの経営努力を行ってきているが、道内の景気低迷や人口減少などの影響により運輸収入が減少傾向にあるとともに、経営基盤を支える経営安定基金についても、このたびの「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の一部改正により新たな支援措置が図られたところであるが、低金利の長期化によって運用益の確保が困難となるなど、依然として厳しい経営環境に置かれている。

このような中で、ＪＲ北海道などＪＲ三島会社・貨物会社の経営安定のために講じられている税制面での支援措置が平成２３年度末で期限切れを迎えようとしており、こうした措置が廃止されることになれば、ＪＲ北海道などの経営が逼迫し、ひいては路線の廃止や便数の大幅な減少、運賃改定などによって利用者や地域住民への影響が懸念される。

今後ともＪＲ北海道及びＪＲ貨物が道民の期待にこたえて、快適で安全安心な地域の足として、また、重要な物流を担う交通機関として現在の路線を維持・確保するとともに輸送サービスの向上や安全対策を強化していくためには、経営基盤の安定が重要である。

よって、国においては、これまでＪＲ三島会社・貨物会社の健全経営を確保するために講じてきた固定資産税、都市計画税等に係る特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を継続されるよう要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年　９月２０日

衆議院議長　様
参議院議長　様
内閣総理大臣　様
総務大臣　様
財務大臣　様
国土交通大臣　様

北海道北斗市議会議長　池　田　達　雄